

# 福井県報

第 178 号  
令和 4 年  
1月11日(火)  
火曜日発行

目次

(※は、県例規集登載事項)

規則

※貸金業法施行細則の一部を改正する規則(一・創業・経営課)……………二

告示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定  
自立支援医療機関の指定(一・障がい福祉課)……………三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定  
自立支援医療機関の変更(二・同)……………三

○漁船保険義務加入の同意成立の届出(三・水産課)……………三

○道路の供用の開始(四・道路保全課)……………四

○道路の供用の開始(四・道路保全課)……………四

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

規則

貸金業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年一月十一日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第一号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則(昭和五十八年福井県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |   |
|--|---|
| 改正後  | 改正前   |
| <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第三条 省令第九条第二項に規定する貸金業者登録簿(以下「登録簿」という。)</p> <p>( )の閲覧の場所(以下「閲覧所」という。)を、産業労働部創業・経営課内に置く。</p> <p>(閲覧の停止または禁止)</p> <p>第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、または禁止することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 登録簿を汚損し、もしくは毀損した者またはそのおそれがあると認められる者</p> | <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第三条 省令第九条第二項に規定する貸金業者登録簿(以下「登録簿」という。)</p> <p>( )の閲覧の場所(以下「閲覧所」という。)を、産業労働部産業政策課内に置く。</p> <p>(閲覧の停止または禁止)</p> <p>第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、または禁止することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 登録簿を汚損し、もしくはき損した者またはそのおそれがあると認められる者</p> |

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告示

## 福井県告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年1月11日

福井県知事 杉本 達治

薬局

| 担当する自立支援医療の種類 | 名称             | 所在地             | 開設者氏名または名称  | 代表者氏名       | 開設者住所              | 指定日      |
|---------------|----------------|-----------------|-------------|-------------|--------------------|----------|
| 精神通院医療        | ウエルシア薬局福井北四ツ居店 | 福井市北四ツ居1丁目25番1号 | ウエルシア薬局株式会社 | 代表取締役 松本 忠久 | 東京都千代田区外神田2丁目2番15号 | 令和4年1月1日 |
| 精神通院医療        | ウエルシア薬局鯖江上河端町店 | 鯖江市上河端町第3号25番地  | ウエルシア薬局株式会社 | 代表取締役 松本 忠久 | 東京都千代田区外神田2丁目2番15号 | 令和4年1月1日 |
| 精神通院医療        | クスリのアオキ舟津薬局    | 鯖江市舟津町4丁目13番17号 | 株式会社クスリのアオキ | 代表取締役 青木 宏憲 | 石川県白山市松本町2512番地    | 令和4年1月1日 |
| 精神通院医療        | 花月アルプ薬局        | 福井市花月2丁目9番1号    | 株式会社アルプ     | 代表取締役 古賀 美純 | 石川県金沢市近岡町309番地     | 令和4年1月1日 |

## 福井県告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定による指定自立支援医療機関の指定の変更の届出があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年1月11日

福井県知事 杉本 達治

薬局

| 担当する自立支援医療の種類 | 変更内容  | 名称        | 所在地         | 新           | 旧           |
|---------------|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 精神通院医療        | 薬局所在地 | 調剤薬局薬報堂ふじ | 福井市文京5-2-17 | 福井市文京5-2-17 | 福井市文京5-12-8 |

## 福井県告示第3号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出

を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和4年1月11日

福井県知事 杉本 達治

小浜市加入区

#### 福井県告示第4号

主要地方道丸岡川西線の下記区間において、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和4年1月11日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月11日

福井県知事 杉本 達治

| 道路種類  | 路線名   | 供用開始の区間                              | 供用開始の期日   |
|-------|-------|--------------------------------------|-----------|
| 主要地方道 | 丸岡川西線 | 坂井市丸岡町舟寄9字11番4から<br>坂井市丸岡町舟寄1字12番6まで | 令和4年1月11日 |

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年1月11日

福井県知事 杉本 達治

- 随意契約に係る特定役務の名称および数量  
軽自動車OSSシステム導入に伴う税務システム改修業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県総務部税務課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年12月17日
- 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲3丁目3番3号

随意契約に係る契約金額

43,934,000円

契約の相手方を決定した手続

随意契約

随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和4年1月11日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ヤスサキズルメ館森田店

福井県福井市河合寄安町101番、102番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤスサキ

代表取締役 安崎 昌治

福井県福井市松城町1201番地1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人に

あつては代表者の氏名

株式会社ヤスサキ

代表取締役 安崎 昌治

福井県福井市松城町1201番地1

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年8月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,935㎡

6 駐車場の収容台数 69台

7 駐輪場の収容台数 60台

8 荷さばき施設の面積 48㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量

17. 82㎡  
10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

24時間

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

12 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出のあった日

令和3年12月22日

15 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

(2) 福井県福井市手寄一丁目4番1号

福井市商工労働部商工振興課

16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

17 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により越前市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年1月11日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

クスリのアオキ今宿店

福井県越前市今宿町2字1番1 外6筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

3 聴取した意見の概要

(1) 越前市

① 防犯・災害対策について

・ 越前市安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年10月1日越前市条例第128号）に基づき、所有または管理する土地建物等の適正な管理と防犯対策等に努めること。なお、社会活動を行うにあたっては、安全で安心なまちづくりを推進するために最善の努力を払うこと。

・ 駐車場の出入り口に接している国道365号は、交通量が多いため、業務用トラックの通行・出入りに配慮し交通事故防止等に努めること。

② 騒音・振動対策について

・ 荷物搬送トラックの出入り等、周辺住民に影響を及ぼすような騒音、振動の発生に配慮し、乗り入れ時間帯の調整・ドライバーの指導等を十分に行うこと。

③ 廃棄物の減量・リサイクルについて

・ 事業活動に伴って発生する廃棄物は、自らの責任において分別回収と適正処理に努めるとともに、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再利用の促進を図ること。

④ 排水・汚水処理・悪臭防止について

・ 当該区域は公共下水道整備区域内であるため、受益者負担金を納入し、速やかに公共下水道へ接続すること。なお、公共施設の設置位置や施工詳細については下水道課と協議すること。（汚水排水）

・ 区域下流の水路に支障が生じないように、排水容量を検討の上、設計および対策を講じること。（雨水排水）

⑤ 排水処理については、法に基づき十分に管理し、水質汚濁の防止に努めること。

⑥ 水道施設工事について

・ 計画地西側の国道365号に配管φ150mmが布設されており、その排水管から分岐し、給水管を敷設する必要がある。（原因者負担）水道施設工事については、「越前市給水装置工事仕様書」に基づき設計・施工すること。

⑦ 都市計画・景観計画について

・ 越前市景観計画に定める建築物の届出対象行為に該当するため、景観形成について届出を行うこと。

・ 屋外広告物についても、景観計画の届出対象となる場合には届出を行うこと。

・ 福井県屋外広告物条例（昭和39年7月1日福井県条例第45号）に基づき届出の対象規模となる場合には、事前に届出を行うこと。

・ 都市機能誘導区域外における大規模小売店舗の建築であるため、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき届出を行うこと。

⑧ その他

・ 公害発生防止に努め、環境公害苦情が寄せられた場合は、誠意をもって対応す

ること。  
 ・ 周辺農地の耕作に支障がないように農地転用計画に従った施設の設置を行うこと。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
 福井県産業労働部産業政策課

(2) 福井県越前市府中一丁目13-7  
 越前市産業環境部産業政策課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和3年12月21日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年1月11日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

国土地理院

2 作業の種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

3 作業の期間

令和3年7月1日から令和3年9月24日まで

4 作業の地域

坂井市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和3年12月22日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年1月11日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

福井河川国道事務所

2 作業の種類

公共測量（基準点測量）

3 作業の期間

令和3年9月14日から令和4年2月28日まで

4 作業の地域

三方上中郡若狭町気山

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年1月11日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称および数量

道路交通法等改正に伴う福井県運転者管理システムの改修業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県警察本部交通部運転免許課

福井県坂井市春江町針原58-10

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年12月1日

4 随意契約の相手方の名称および住所

日本電気株式会社福井支店

福井県福井市順化1丁目2-1

5 随意契約に係る契約金額

79,200,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

## 選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)  
(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

|           |         |        |          |              |
|-----------|---------|--------|----------|--------------|
| 届出年月日     | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   |
| 令和3年12月2日 | 北倉芳忠後援会 | 北倉 芳忠  | 北倉 芳忠    | 坂井市三国町宿2-7-2 |

福井県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月11日

福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨

| 異動年月日      | 政治団体の名称                  | 代表者の氏名 | 異動事項            | 異動内容                     |             |
|------------|--------------------------|--------|-----------------|--------------------------|-------------|
|            |                          |        |                 | 新                        | 旧           |
| 令和3年9月26日  | 一憲会                      | 福田 修治  | 代表者             | 福田 修治                    | 辻 一憲        |
| 令和3年9月26日  | 緑樹会                      | 福田 修治  | 主たる事務所<br>所の所在地 | 越前市中央2-3-6               | 福井市松本1-28-1 |
| 令和3年10月1日  | 自由民主党福井県歯科<br>技工士連盟支部    | 廣 一馬   | 代表者             | 福田 修治                    | 辻 一憲        |
| 令和3年10月1日  | 福井県歯科技工士連盟               | 近藤 一孝  | 主たる事務所<br>所の所在地 | 福井市新保3-2306              | 福井市大願寺3-4-1 |
| 令和3年11月3日  | 自由民主党鯖江市支部               | 山本 拓   | 主たる事務所<br>所の所在地 | 鯖江市札町25-12-2             | 鯖江市日の出町2-1  |
| 令和3年11月11日 | 南川直人後援会（南川<br>なおとを応援する会） | 釣部 勝義  | 名称              | 南川直人後援会（南川なお<br>とを応援する会） | 南川直人後援会     |
|            |                          |        | 代表者             | 釣部 勝義                    | 松江 輝雄       |
|            |                          |        | 会計責任者           | 藤澤 清徳                    | 倉田 敦信       |
| 令和3年11月17日 | 山本拓後援会連合会                | 黒田 一郎  | 主たる事務所<br>所の所在地 | 鯖江市水落町1-5-31             | 鯖江市日の出町2-1  |

|            |                 |       |                    |                 |
|------------|-----------------|-------|--------------------|-----------------|
|            |                 | 会計責任者 | 山岸 導明              | 出水 孝明           |
| 令和3年11月18日 | 立憲民主党福井県第2区総支部  | 青木 武志 | 会計責任者 山口 健太郎       | 中尾 優憲           |
| 令和3年11月18日 | 青木武志後援会         | 青木 武志 | 会計責任者 山口 健太郎       | 中尾 優憲           |
| 令和3年11月25日 | 自由民主党福井県経済強靱化支部 | 栗塚 俊夫 | 名称 自由民主党福井県経済強靱化支部 | 自由民主党福井県ささらぎ会支部 |

**福井県選挙管理委員会告示第3号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

| 解散年月日      | 政治団体の名称    | 代表者の氏名 |
|------------|------------|--------|
| 令和3年10月31日 | 杉本たつじ高浜後援会 | 濱田 守好  |
| 令和3年12月4日  | 一憲会        | 福田 修治  |
| 令和3年12月4日  | つじ一憲後援会    | 福田 修治  |
| 令和3年12月4日  | 緑樹会        | 福田 修治  |

**福井県選挙管理委員会告示第4号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-----------|-----------------|
| 辻 一憲             | 一憲会       | 令和3年9月26日       |

**監査委員告示****福井県監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する



令和4年1月11日

福井県監査委員 笹岡 一彦  
同 西畑 知佐代  
同 江川 権一  
同 伊藤 和弘

地方自治法第199条第1項（財務監査）の規定による定期監査の結果および意見

第1 監査の概要

県の機関における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査を実施した。

1 公表の対象機関

今回公表の対象とするのは、令和3年7月から8月までの間に定期監査を実施したもののうち、普通会計および公営企業会計に係る116機関である。

2 監査の着眼点および重点

監査は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に執行されているかを主な着眼点とし、次の事項に重点を置いて実施した。

- (1) 現金等の取扱いについて
- (2) 内部統制制度の整備および運用状況について
- (3) 重要物品の管理および活用状況について

3 監査の実施内容

対象機関116のうち、111機関については実地監査を、5機関については書面監査を実施した。

| 対象機関  | 本庁  | 出先機関 | 計   | 実施状況 |      |
|-------|-----|------|-----|------|------|
|       |     |      |     | 実地監査 | 書面監査 |
| 知事部局  | 65  | 0    | 65  | 60   | 5    |
| 会計局   | 3   | 0    | 3   | 3    | 0    |
| 教育委員会 | 6   | 0    | 6   | 6    | 0    |
| 各種委員会 | 3   | 0    | 3   | 3    | 0    |
| 公安委員会 | 34  | 0    | 34  | 34   | 0    |
| 議会局   | 1   | 0    | 1   | 1    | 0    |
| 病院事業  | 1   | 1    | 2   | 2    | 0    |
| 公営企業計 | 2   | 0    | 2   | 2    | 0    |
| 公営企業計 | 115 | 1    | 116 | 111  | 5    |

(1) 実地監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が対象機関の関係者から説明を求めて実施した。

なお、議員のうちから選任される監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、議会の監査のうち政務活動費に係る監査に加わらなかった。

(2) 書面監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が書面により実施した。

なお、書面監査の実施年月日は、監査委員が書面により実施した日とした。

第2 監査の結果  
1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は132件であった。なお、報告に該当する事項はなかった。

| 区分     | 指摘事項 | 指導事項 | 計  |
|--------|------|------|----|
| 子算関係   | 0件   | 0件   | 0件 |
| 収入関係   | 1    | 1    | 1  |
| 支出関係   | 1    | 3    | 3  |
| 契約関係   | 1    | 2    | 2  |
| 工事関係   | 0    | 2    | 2  |
| 財産管理関係 | 9    | 3    | 4  |
| その他    | 0    | 1    | 1  |
| 合計     | 12   | 12   | 13 |

(注) 内部統制制度の運用に係るものを除く

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

《勧告》

次に該当するもので監査委員が特に必要と認めるもの

・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの

・ 故意または過失が原因となっているもの

《指摘事項》

・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの

・ 故意または過失が原因となっているもの

《指導事項》

・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 部局別の実施状況

(1) 普通会計

ア 総務部

| 対象機関      | 実施年月日    | 対象機関     | 実施年月日    |
|-----------|----------|----------|----------|
| 対象機関      | 3. 8. 20 | 人事課      | 3. 8. 20 |
| 知事公室秘書課   | 3. 8. 20 | 財産活用課    | 3. 8. 20 |
| 知事公室広報広聴課 | 3. 8. 20 | 情報公開・法制課 | 3. 8. 20 |
| 財政課       | 3. 8. 20 | 大学私学課    | 3. 8. 20 |
| 税務課       | 3. 8. 20 |          |          |

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

・ 収入関係

昨年度に引き続き、現金領収した公文書公開手数料、公文書複写料について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあつた。(情報公開・法制課)

・ 財産管理関係

公用車の事故(物損1件)および損傷により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 193,319円、修繕費 61,090円、  
969,449円) (知事公室広報広聴課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

イ 地域戦略部

(ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関    | 実施年月日    | 対象機関     | 実施年月日    |
|---------|----------|----------|----------|
| 対象機関    | 3. 8. 11 | 新幹線建設推進課 | 3. 8. 11 |
| 未来戦略課   | 3. 8. 11 | 並行在来線課   | 3. 8. 11 |
| 市町協働課   | 3. 8. 11 | 交通まちづくり課 | 3. 8. 11 |
| 県民活躍課   | 3. 8. 11 | 統計情報課    | 3. 8. 11 |
| 電源地域振興課 | 3. 8. 11 |          |          |

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

・ 契約関係

委託契約において、事業内容に変更があつたにもかかわらず、変更契約書を締結していないものがあつた。(県民活躍課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ウ 交流文化部

(ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関     | 実施年月日    | 対象機関     | 実施年月日    |
|----------|----------|----------|----------|
| 対象機関     | 3. 7. 28 | 新幹線開業課   | 3. 7. 28 |
| 政策推進グループ | 3. 7. 28 | 文化・スポーツ局 | 3. 7. 28 |
| プログラム課   | 3. 7. 28 | 文化課      | 3. 7. 28 |
| 定住交流課    | 3. 7. 28 | 文化・スポーツ局 | 3. 7. 28 |
| 観光誘客課    | 3. 7. 28 | スポーツ課    | 3. 7. 28 |

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

・ 財産管理関係

地下駐車システムおよび公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(文化課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

エ 安全環境部

(ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関     | 実施年月日    | 対象機関    | 実施年月日    |
|----------|----------|---------|----------|
| 対象機関     | 3. 7. 26 | 環境政策課   | 3. 7. 26 |
| 政策推進グループ | 3. 7. 26 | 循環社会推進課 | 3. 7. 26 |
| 県民安全課    | 3. 7. 26 | 自然環境課   | 3. 7. 26 |
| 危機対策・防災課 | 3. 7. 26 |         |          |
| 原子力安全対策課 | 3. 7. 26 |         |          |

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

・ 財産管理関係

公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(県民安全課)

(修繕費 274,835円) (自然環境課)

(修繕費 128,994円、73,854円)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ナ 健康福祉部

(ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関     | 実施年月日    | 対象機関     | 実施年月日    |
|----------|----------|----------|----------|
| 政策推進グループ | 3. 7. 30 | 子ども家庭課   | 3. 7. 30 |
| 地域福祉課    | 3. 7. 29 | 地域医療課    | 3. 7. 29 |
| 長寿福祉課    | 3. 7. 29 | 保健予防課    | 3. 7. 30 |
| 健康政策課    | 3. 7. 29 | 医薬食品・衛生課 | 3. 7. 29 |
| 障がい福祉課   | 3. 7. 29 |          |          |

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- 支出関係
  - 扶助費の支払金額を誤り、後日返納しているものがあつた。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

カ 産業労働部

(ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関  | 実施年月日   | 対象機関   | 実施年月日   |
|-------|---------|--------|---------|
| 産業政策課 | 3. 8. 3 | 創業・経営課 | 3. 8. 3 |
| 国際経済課 | 3. 8. 3 | 産業技術課  | 3. 8. 3 |
| 企業誘致課 | 3. 8. 3 | 労働政策課  | 3. 8. 3 |

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- 財産管理関係
  - 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。
- b (損害賠償額 101,471円) (創業・経営課)
- 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

キ 農林水産部

(ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関      | 実施年月日   | 対象機関   | 実施年月日   |
|-----------|---------|--------|---------|
| 政策推進グループ  | 3. 8. 5 | 農村振興課  | 3. 8. 5 |
| 流通販売課     | 3. 8. 5 | 水産課    | 3. 8. 5 |
| 福井米戦略課    | 3. 8. 5 | 果産材活用課 | 3. 8. 5 |
| 園芸振興課     | 3. 8. 5 | 森づくり課  | 3. 8. 5 |
| 中山間農業・畜産課 | 3. 8. 5 |        |         |

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかつた。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ク 土木部

(ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関     | 実施年月日    | 対象機関  | 実施年月日    |
|----------|----------|-------|----------|
| 政策推進グループ | 3. 8. 18 | 砂防防災課 | 3. 8. 18 |
| 土木管理課    | 3. 8. 18 | 港湾空港課 | 3. 8. 18 |
| 道路建設課    | 3. 8. 18 | 都市計画課 | 3. 8. 18 |
| 高規格道路課   | 3. 8. 18 | 建築住宅課 | 3. 8. 18 |
| 道路保全課    | 3. 8. 18 | 公共建築課 | 3. 8. 18 |
| 河川課      | 3. 8. 18 |       |          |

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかつた。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ク 会計局

(ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関  | 実施年月日    | 対象機関  | 実施年月日    |
|-------|----------|-------|----------|
| 審査指導課 | 3. 8. 19 | 工事検査課 | 3. 8. 19 |
| 会計課   | 3. 8. 19 |       |          |

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかつた。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

コ 教育委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関  | 実施年月日    | 対象機関      | 実施年月日    |
|-------|----------|-----------|----------|
| 教育政策課 | 3. 7. 21 | 義務教育課     | 3. 7. 21 |
| 教職員課  | 3. 7. 21 | 生涯学習・文化財課 | 3. 7. 21 |
| 高校教育課 | 3. 7. 21 | 保健体育課     | 3. 7. 21 |

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- 財産管理関係
  - 不注意によりパソコンを損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費156,200円) (保健体育課)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

カ 各種委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関     | 実施年月日    | 対象機関     | 実施年月日    |
|----------|----------|----------|----------|
| 監査委員事務局  | 3. 7. 16 | 労働委員会事務局 | 3. 7. 16 |
| 人事委員会事務局 | 3. 7. 16 |          |          |

(イ) 結果

概ね適正に執行されていた。

## シ 公安委員会

## (ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関    | 実施年月日   | 対象機関      | 実施年月日   |
|---------|---------|-----------|---------|
| 総務課     | 3. 8. 6 | 捜査第二課     | 3. 8. 6 |
| 県民サポート課 | 3. 8. 6 | 組織犯罪対策課   | 3. 8. 6 |
| 警務課     | 3. 8. 6 | 鑑識課       | 3. 8. 6 |
| 教養課     | 3. 8. 6 | 科学捜査研究所   | 3. 8. 6 |
| 会計課     | 3. 8. 6 | 機動捜査隊     | 3. 8. 6 |
| 厚生課     | 3. 8. 6 | 交通企画課     | 3. 8. 6 |
| 監察課     | 3. 8. 6 | 交通指導課     | 3. 8. 6 |
| 留置管理課   | 3. 8. 6 | 交通規制課     | 3. 8. 6 |
| 情報管理課   | 3. 8. 6 | 運転免許課     | 3. 8. 6 |
| 生活安全企画課 | 3. 8. 6 | 交通機動隊     | 3. 8. 6 |
| 地域課     | 3. 8. 6 | 高速道路交通警察隊 | 3. 8. 6 |
| 通信指令課   | 3. 8. 6 | 公安課       | 3. 8. 6 |
| 少年女性安全課 | 3. 8. 6 | 警備課       | 3. 8. 6 |
| 生活環境課   | 3. 8. 6 | 警備警護対策課   | 3. 8. 6 |
| 自動車警ら隊  | 3. 8. 6 | 機動隊       | 3. 8. 6 |
| 刑事企画課   | 3. 8. 6 | 原子力施設警備隊  | 3. 8. 6 |
| 捜査第一課   | 3. 8. 6 | 警察学校      | 3. 8. 6 |

## (イ) 結果

ア 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- ・ 財産管理関係  
公用車の事故（物損2件）により、修繕費の支払が発生していた。  
（修繕費 159,357円）（自動車警ら隊）  
（修繕費 173,640円）（機動隊）  
公用車の事故（人身1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。  
（損害賠償額 1,296,579円、修繕費 54,736円）（機動捜査隊）

イ 指摘事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

## ス 議会

## (ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関 | 実施年月日    |
|------|----------|
| 議会   | 3. 8. 19 |

## (イ) 結果

- ア 指摘事項はなかった。
- イ 指摘事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

## (2) 公営企業会計

## ア 病院事業

## (ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関 | 実施年月日    | 対象機関              | 実施年月日    |
|------|----------|-------------------|----------|
| 県立病院 | 3. 7. 30 | 長寿福祉課<br>（病院事業会計） | 3. 7. 19 |

## (イ) 結果

- ア 指摘事項はなかった。
- イ 指摘事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

## イ 公営企業

## (ア) 対象機関および実施年月日

| 対象機関  | 実施年月日    | 対象機関               | 実施年月日    |
|-------|----------|--------------------|----------|
| 公営企業課 | 3. 7. 19 | 河川課<br>（流域下水道事業会計） | 3. 7. 19 |

## (イ) 結果

- ア 指摘事項はなかった。
- イ 指摘事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

## 3

指摘事項  
改善を求めた指摘事項の主なもの、次のとおりである。

- (1) 収入関係  
ア 寄附金の受入れについて、決裁区分が誤っているものがあった。  
イ 国庫補助金の調定が遅れているものがあった。
- (2) 支出関係  
ア 補助金について、交付申請書に添付を必要としている県税の滞納がないことを証する書類の証明日より前に交付決定を行っているものがあった。  
イ 補助金について、国の額の確定前に県の額の確定を行っているものがあった。
- (3) 契約関係  
ア 委託契約において、契約書に収入印紙を貼付させていないものがあった。  
イ 一括して発注すべきところ、分割して発注しているものがあった。  
ウ 委託契約において、契約保証金受領前に契約を締結しているものがあった。  
エ 業務委託契約において、契約履行実績により契約保証金を免除していたが、過去2年間の同種同規模のものとなっていないものがあった。
- (4) 工事関係  
ア 中間前払金について、工事請負契約約款により請求を受けた日から14日以内に支払うべきところ、遅れているものがあった。
- (5) 財産管理関係  
ア 新たに取得した備品について、備品台帳への登記が遅れているものや、金額を誤っているものがあった。
- (6) その他  
ア 印刷を誤り、訂正シール代が発生しているものがあった。

4 重点事項の監査結果  
令和3年度普通会計（本庁）および公営企業会計における重点事項の監査結果は、次のとおりである。

- (1) 現金等の取扱いについて
  - ア 郵便切手類について、出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。
  - イ 現金領収した手数料他について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。
- (2) 内部統制制度の整備および運用状況について
  - ア リスクの選定は適切に行われていた。
  - イ 自己点検表について、所属において適と評価していたものの監査の結果不適とすべきものが見受けられた。
- (3) 重要物品の管理および活用状況について
  - ア 現物と備品台帳が相違しているものがあった。
  - イ 廃棄済の備品について、備品台帳へ廃棄の登記が遅れているものがあった。

第3 監査の意見

令和3年度普通会計（本庁）および公営企業会計における監査の結果について、次のとおり意見を付す。

- 1 契約事務、支出事務、財産管理事務を中心に、軽微な誤りや基本的な手続に不備が多数見受けられた。原因を把握した上で実効性のある再発防止策を講じるとともに、職員相互による内部チェックが十分に働くよう、内部統制の充実強化を図らるたい。
- 2 税外未収金については、「税外未収入金縮減対策会議」を中心に発生の未然防止や縮減対策を進めるとともに、回収困難案件への対応方法等について、「債権回収アトバイザー」による相談制度の積極的な活用を図られた。
- また、債権の回収を一括して民間や外部専門家に委託するなど、より効率的、効果的な債権管理について検討されたい。
- 3 債収後の現金について金融機関への払込みが遅れていたものや現金同等物とされる郵便切手類について出納簿への登記が適正でないものが見受けられた。これらは、紛失や盗難等につながる可能性があることから、その重要性を認識し、複数職員による確認を徹底するなど、慎重かつ確実に取り扱われたい。
- 4 地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であり、随意契約は例外であることを認識し、業務内容および範囲を精査して競争性の確保に努められたい。
- 特に、機器やシステム等の保守・点検業務においては、相手方が固定化する傾向がみられるが、特命随意契約においては見積価格等の妥当性について競争を通じた検証ができないことから、より慎重かつ厳正に取り扱われたい。
- 5 公用車による交通事故については、県側の過失割合が大きいものや不注意による自損事故が依然として多く、県が負担する修繕等に係る支出は多額となっている。県は交通安全を推進する立場であることを十分に認識し、職員一人ひとりが安全運転に對する意識をさらに高めるとともに、事故の未然防止に向けた対策を強化されたい。

令和四年一月十一日発

行

発行人

〒910-1858

福井県福井市大手三丁目十七番一  
号 福井県